

鍛冶新居地区 地区計画のチェックリスト

申請者 住所
氏名 印
TEL

(留意事項)

1. 捺印に当たっては、下記の内容を図面等により確認しながら捺印して下さい。
2. 審査欄は、記入しないで下さい。
3. 不明点については、昭和町役場都市整備課に照会して下さい。

No	項 目	内 容	捺 印	審 査 欄
1	区 域	地区計画の区域は、A地区とB地区に区分し、別添図に示すとおりとする。		
2	建築物等の用途	マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックスその他これらに類する建築物は建築してはならない。		
3	敷地の規模	1区画における敷地面積の最低面積は、原則として 200㎡以上とする。		
4	壁面の位置	道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁又は柱(以下「外壁等」という)の面までの距離は、1.5m以上とする。又隣地境界線から外壁等までの距離は、1.0m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下でかつ床面積の合計が 5㎡以内であるもの、外壁等の中心線の長さが 3m以下であるもの、外壁で囲まれないオープンなカーポート及び玄関ポーチの部分のいずれかに該当する場合は、この限りではない。		
5	建築物等の高さ	建築物等の高さは、次のとおりとする。 1.A地区 10m以下 2.B地区 16m以下		
6	建築物等の形態又は意匠	建築物の外壁及び屋根の色は地区の環境に調和した落ち着いた色調にする。		
7	かき又はさくの構造	塀(生け垣を除く)の高さは 1.2m以下とし、門柱の高さは 1.5m以下とする。		